令和７年３月

お知らせ

建設工事の現場代理人の兼務要件緩和について

香川県では、令和６年４月１日から、現場代理人の常駐義務が緩和されている期間について、現場代理人の兼務を認めていますが、この度、緩和期間を利用した兼務の際に提出する書類についての記載等を追加しましたので、お知らせします。

１　兼務を認める基準（従前と同じ）

次の要件をすべて満たす場合は、現場代理人を兼務できるものとする。

① いずれも請負代金７千万円未満の工事であること。
ただし、いずれも請負代金４千５百万円未満の場合は３件まで、請負代金４千５百万円以上の工事を含む場合は２件までとする。

② いずれも同一事務所発注（本庁においては同一所属発注）の工事であること。

③ 道路維持修繕、舗装修繕、交通安全施設、河川維持修繕、雪氷対策等のいわゆる「点々工事」（以下「点々工事」という。）及び香川県工事請負契約約款第 10 条第３項の規定に基づき現場代理人の常駐義務が緩和されている期間（以下「緩和期間」という。）中の工事を除き、兼務する工事現場の相互の間隔が 10ｋｍ程度以内（自動車通行可能経路）であること。

④ 「大規模・高難度」、「特殊」、「騒音・振動・交通管理の面で周囲への影響（問題発生）が懸念される」工事の場合、緩和期間以外の期間については、兼務する他の工事がいずれも点々工事又は緩和期間中の工事であること。

２　留意事項

（１）現場代理人と専任を要する主任（監理）技術者を兼ねる場合は、当該主任（監理）技術者の兼務を認める工事を除き、他の工事の現場代理人を兼務することを認めません。

（２）工事の適正な施工に支障があると判断した場合は、兼務を認めないことがあります。

（３）変更契約や緩和期間の終了・変更等により、下記のように兼務要件を満たさなくなった場合は、現場代理人を変更していただく必要があります。

① 兼務を認めた工事の請負金額が７千万円以上（３件兼務している場合は４千５百万円以上）となる場合

② 点々工事及び緩和期間中の工事を除き、工事現場の相互の間隔が 10㎞程度以内ではなくなる場合

③ 「大規模・高難度」、「特殊」、「騒音・振動・交通管理の面で周囲への影響（問題発生）が懸念される」工事が、点々工事又は緩和期間中の工事以外との兼務となる場合

３　現場代理人の兼務についての届出方法（下線部以外は今回の追記部分です）

（１）現場代理人を兼務させようとする受注者は、速やかに、別に定める「現場代理人兼務届」（以下「兼務届」という。）を発注者に書面で２部又は電子メールで１部を提出してください。

※兼務届には、相互の距離が確認できる地図（位置図等）を添付してください。また、緩和期間を利用して兼務を行う場合は、緩和期間が確認できる工事工程表を添付してください。

（２）発注者が兼務を認めた場合は、兼務届に確認日及び契約担当者名を記載して、１部をお返しします。（書面の場合、１部は発注者が保管）

４　兼務が認められた場合の条件

（１）すべての工事が緩和期間中である場合を除き、必ず兼務するいずれかの工事に駐在すること。

（２）緩和期間中の工事を除き、兼務するいずれかの工事が点々工事の場合は、原則として、点々工事以外の工事に駐在すること。

（３）発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制であること。

（４）兼務するすべての工事現場の運営状況を把握し、発注者又は監督員が求めた場合は、速やかに他方の工事現場に向かうことができること。

（５）工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理等の対策を図ること。

（６）兼務する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、又は兼任の条件を満たしていないと発注者が判断し、新たに常駐の現場代理人を配置することを指示した場合は、これに従うこと。

５　常駐義務の緩和が認められる期間

下記のいずれかに該当する場合は、現場代理人について工事現場の常駐を要しない期間を工事打合簿等で明確にすることで、常駐義務を緩和することができます。

（１）　次の各号に掲げる期間

①　契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

②　香川県工事請負契約約款第 20 条第１項又は第２項の規定により、工事の全部の施工を一時的に中止している期間

③　橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

④　前３号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

⑤　その他県が認める次の期間

ア　工事に伴う発注者及び関係機関・関係者との打合せ協議を行う期間

イ　工事に伴い工場立会等を行う期間

ウ　建設工事を監督する上で必要となる国家資格（一級土木施工管理技士等）を受験する期間

エ　ＣＰＤ（継続教育制度）等の対象となる講習会を受講する期間

オ　本人の病気治療や親族の葬式に参列するなどの期間

（２）　（１）以外に、次の①及び②をいずれも満たす場合には、常駐義務を緩和することができる。

①　工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難でないこと

② 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること

６ 適用時期

令和７年４月１日

７ 備考

現在施工中の工事において現場代理人を兼務させる場合は、発注者に兼務を認める工事であることを確認してください。

令和７年３月

（参考）常駐義務の緩和を利用した現場代理人兼務の図

○常駐義務の緩和の概要図

概要図

常駐義務の緩和ができる期間

①現場施工に着手するまでの期間
②工事の中止期間、工場製作のみの期間等、現場作業等が全面的に行われていない期間
③工事完成後、検査が終了し、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間

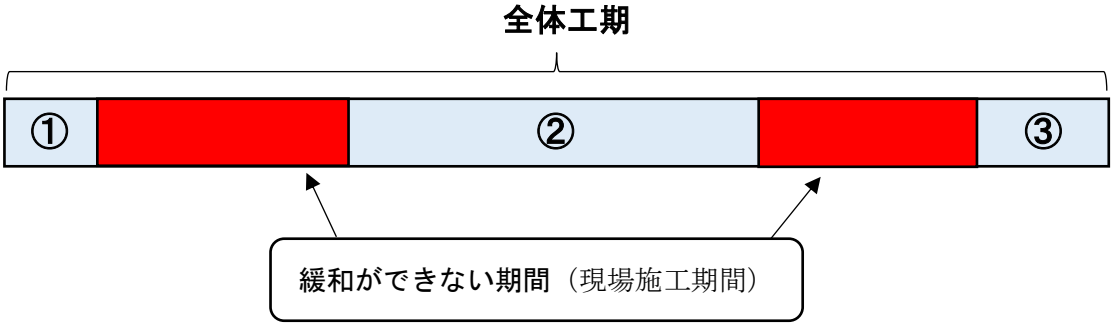

○常駐義務の緩和を利用した兼務の例

兼務可

・３件の「大規模・高難度」等工事で兼務できる例

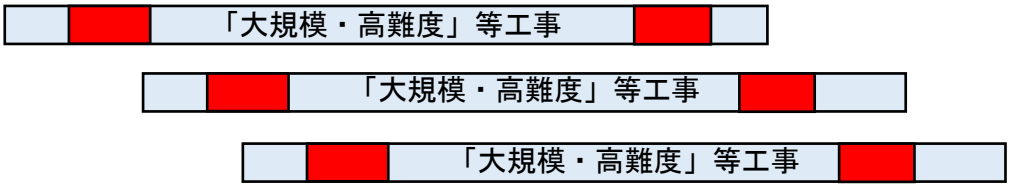

※「大規模・高難度」等工事は、緩和期間中は兼務ができます。また、緩和期間以外は、他の全ての工事が緩和期間中又は点々工事である場合のみ兼務ができます。
※その他の要件（請負金額の上限、同一事務所発注等）を満たす必要があります。

兼務可

・１件の点々工事と２件の「大規模・高難度」等工事で兼務できる例

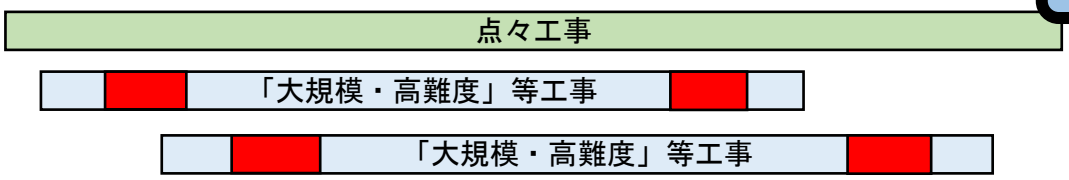

※「大規模・高難度」等工事は、緩和期間中は兼務ができます。また、緩和期間以外は、他の全ての工事が緩和期間中又は点々工事である場合のみ兼務ができます。
※その他の要件（請負金額の上限、同一事務所発注等）を満たす必要があります。

〇常駐義務の緩和に関係した兼務ができない例

・２件の「大規模・高難度」等工事で兼務ができない例

兼務不可

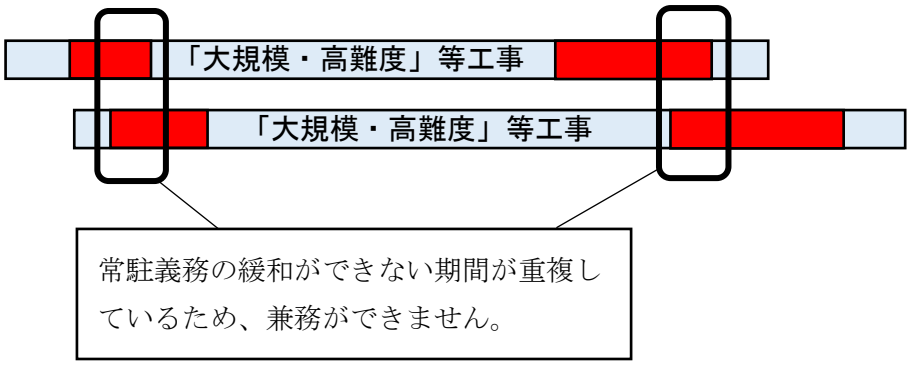

・一般的な工事と「大規模・高難度」等工事で兼務ができない例
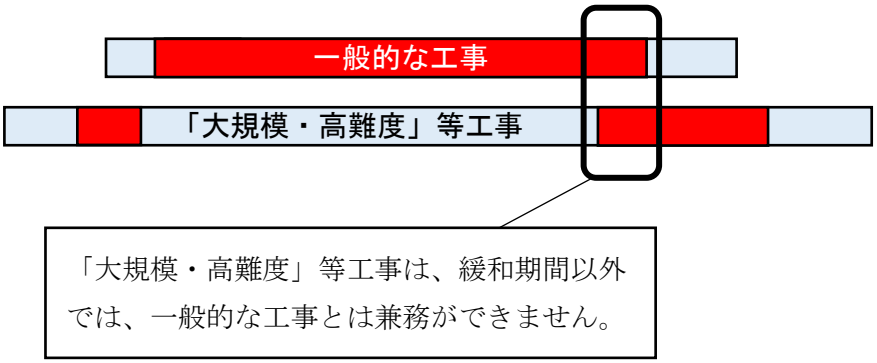
兼務不可